○国土交通省告示第千百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年九月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

原村沢の1

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県北杜市白州町横手の区域内の土地のうち、次の一点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°47′47.1146″	138°19′55.9576″
2	35°47′47.1866″	138°19′55.9886″
3	35°47′47.4923″	138°19′55.6414″
4	35°47′47.7163″	138°19′55.9358″
5	35°47′47.5000″	138°19′56.1838″
6	35°47′47.6223″	138°19′56.3536″
7	35°47′47.9464″	138°19′56.9397″
8	35°47′48.2123″	138°19′57.6610″
9	35°47′48.2501″	138°19′58.4733″
10	35°47′48.1085″	138°19′58.6910″
11	35°47′48.0114″	138°19′59.2170″
12	35°47′48.1234″	138°20′00.3850″
13	35°47′47.9984″	138°20′00.4548″
14	35°47′47.7973″	138°20′00.0503″
15	35°47′47.7275″	138°19′59.5631″
16	35°47′47.5176″	138°19′58.7852″
17	35°47′47.6573″	138°19′57.6962″
18	35°47′47.1894″	138°19′56.7668″
19	35°47′47.1335″	138°19′56.6040″
20	35°47′46.9102″	138°19′56.8601″
21	35°47′46.6861″	138°19′56.5657″
22	35°47′47.0401″	138°19′56.1574″
23	35°47′46.9967″	138°19′56.0929″

○国土交通省告示第千百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堰口沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成十九年国土交通省告示第六百二十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県弘前市大字番館

字山腰　七番一　一号から七号まで

一五番一　八号

○国土交通省告示第千百十三号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年九月四日

国土交通大臣　金子　恭之

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の十三第一項の規定に基づく機体認証	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日
航空法第百三十二条の四十の規定に基づく無人航空機操縦者技能証明	特定被災地域内に住所を有する者	令和九年一月二十七日

備考　特定被災地域とは、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域をいう。

○国土交通省告示第千百十四号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月四日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二五二二号	小泉　哲史	岩手県	令和八年八月十九日	小名浜水先区

○国土交通省告示第千百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

公郷川

二　砂防法第二条の土地の表示

岡山県津山市加茂町桑原及び同市加茂町公郷の区域内の土地のうち、次の一点から三十三点までを順次結んだ線及び一点と三十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°10′45.6217″	134°04′20.8748″
2	35°10′45.5095″	134°04′20.0609″
3	35°10′45.3794″	134°04′19.7885″
4	35°10′44.9993″	134°04′18.8718″
5	35°10′44.5486″	134°04′16.9910″
6	35°10′44.4519″	134°04′15.9198″
7	35°10′44.3772″	134°04′15.1549″
8	35°10′44.3378″	134°04′14.8969″
9	35°10′44.5197″	134°04′13.7798″
10	35°10′45.5850″	134°04′13.1892″
11	35°10′45.5562″	134°04′12.9284″
12	35°10′45.6596″	134°04′12.7014″
13	35°10′45.8719″	134°04′12.7911″
14	35°10′46.0684″	134°04′13.0488″
15	35°10′45.8468″	134°04′13.9628″
16	35°10′44.9548″	134°04′14.3625″
17	35°10′44.8977″	134°04′15.3438″
18	35°10′45.0644″	134°04′16.4919″
19	35°10′45.5573″	134°04′17.9415″
20	35°10′45.3704″	134°04′18.4780″